

# 大阪市学童保育条例試案の意義と 私たちの学童保育への願い

大阪市学童保育連絡協議会

## ■ はじめに

平素より大阪市の子どもたちの健やかな成長と発展のためにご努力されていることに、心よりの敬意を表します。

私たち学童保育関係者は、共働き・一人親家庭の増加に伴い、安心して放課後を過ごさせたいという保護者の年々高まる願いを大切に、活動を続けています。また、大阪市においては「大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱」に基づき、学童保育への補助事業を昭和44年以来続けてこられました。

ところが、平成24年4月には大阪市から「市政改革PT試案」が公表され、学童保育への補助金廃止が打ち出されました。私たちは、学童保育の実情だけでなく、私たちがどんな学童保育をつくろうとしているのかと言うことを、多くの人に知ってもらうために、「大阪市の学童保育・7つの提言」を発表してきました。「大阪市の学童保育をなくさないで」の声は大阪市内ばかりでなく、大阪府下そして全国へと広がり、38万筆を超える署名を集めて大阪市へ提出し、幸いにも平成24年6月発表の市政改革プランでは、補助金廃止は撤回されました。しかし、学童保育はあくまで「児童いきいき放課後事業」の補完的事業として位置づけられており、平成26年度には放課後事業の再構築が盛り込まれています。

## ■ なぜ今、大阪市学童保育条例試案なのか

平成24年8月、国会で子ども・子育て関連3法が可決され、「子ども・子育て支援新制度」は、平成27年度当初の本格実施をめざして準備が進められています。この中で「学童保育（放課後児童クラブ）」は、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業（13種類の事業）」の一つに位置づけられました。

平成25年2月には、子ども・子育て支援新制度の説明会が開催され、「新制度の施行準備に関する地方自治体と国における今後の作業等について」として、制度実施までのスケジュールが明らかになりました。その中で、学童保育（放課後児童クラブ）について、国では平成25年度末（平成26年3月）までに事業の基準を定める省令・告示を定めることになっています。一方、市町村においては平成26年6月～9月の間に放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等を定める条例を策定することになっています。

その後、国では「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置され、第1回（5月29日）、第2回（6月26日）、第3回（7月24日）、第4回（9月30日）に開催されており、年内に取りまとめ、年度内（平成26年3月）を目処に省令を作成し公布する為に、着々と準備が進められています。

大阪市においては、平成25年4月に「子ども・子育て支援会議」が設置され、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定および進捗に関することを担当するとされています。第1回会議が7月18日に開催され、「事業計画」策定のためのスケジュールが明らかになりました。それによると、平成25年10月頃に、就学前児童・就学児童の保護者および青少年を対象としたニーズ調査を実施し、平成26年1月に事業計画の検討を開始し、平成26年4月頃には事業計画の素案を確定してパブリックコメント等の手続きに入ることになっています。

この大阪市版の「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、平成26年6月～9月の間に策定される放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等を定める条例の基礎になるものです。したがって、この「事業計画」に学童保育をしっかりと明記していただき、私たちが求める学童保育を維持発展させる内容を盛り込んでいただくことが非常に重要であると考えています。

今回、私たちが求める学童保育への「思い」を「大阪市学童保育条例試案」という具体的な形でまとめました。残念ながら私たち学童保育の関係者は大阪市の「子ども・子育て支援会議」の委員として参画することは認められていません。しかし私たちは、学童保育が果たしている社会的な役割は非常に大きく、大阪市の子ども・子育て施策にしっかりと位置づけて欲しいと考えています。ぜひ「大阪市学童保育条例試案」を御一読いただき、ご理解・ご協力をお願い致します。

## ■ 大阪市学童保育条例試案の特徴

今回私たちは、国における「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、私たちが求める学童保育の内容を分かりやすくアピールするために、平成24年春に発表した「大阪市の学童保育・7つの提言」をさらに発展させ、より具体的な形にまとめて「大阪市学童保育条例試案」を作成しました。

条例試案の特徴は次のとおりです。

- ① 学童保育についての私たちの「思い」を、できるだけストレートに表現しました。そのため、通常では条文には使われない表現が多々含まれていますが、直感的な分かりやすさを優先しました。
- ② 条例試案の対象を学童保育に限定しました。大阪市では放課後事業として「児童いきいき放課後事業」が実施されていますが、このような全児童対策事業は、「子ども・子育て支援新制度」における「地域子ども・子育て支援事業（※13種類の事業）」に含まれていないため、条例の対象事業から外しました。また、「地域子ども・子育て支援事業（13種類の事業）」のうち、放課後児童健全育成事業に該当するのは「学童保育（放課後児童クラブ）」のみであるので、

今回の条例試案では学童保育のみを対象事業としています。

- ③ 国における「子ども・子育て支援新制度」導入の経過から判断して、今後学童保育の事業実施者の幅が広がることが想定されます。今回の条例試案では、第1義的には大阪市による直営事業を前提としつつ、一定の条件の下で、大阪市以外の事業者が事業委託を受けたり、補助金の支弁を受けることができることを想定しています。
- ④ 平成24年8月の法改正において、児童福祉法の第34条の8の2が定められました。その第1項において、放課後児童健全育成事業の設備及び運営については「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」と明記されました。この内容を、しっかりと実施されるよう、条例案の中に繰り返しこの条文を引用しました。
- ⑤ 大阪市の学童保育は、子どもたちの生活を豊かなものにするため、保護者と指導員が手を取り合って、素晴らしい実践を積み重ねてきました。保護者は、わが子の子育てを決して人任せにすること無く、しっかりとわが子に向き合い、指導員とともに共同の子育てを積み重ねてきました。このことは、平成23年7月に「大阪市放課後対策事業推進会議」が実施したアンケート調査結果にも明確に現れました。このような、共同の子育てを維持するために、保護者と指導員の参画の大切さを明記しました。

## ■ 大阪市学童保育条例試案の構成

今回の「大阪市学童保育条例試案」は前文と条文で構成され、条文は第1章から第5章に分かれています。各項目の主な内容は次のとおりです。

### 前文

私たちが求める健全な社会とはどういうものか、子どもたちはどのようにして成長していくのかを宣言しています。そして、放課後児童健全育成事業の目的を明らかにし、その責務は地方自治体にあることを宣言しました。

### 第1章 総則

大阪市の学童保育を受ける権利は「児童」が有すること、その権利を保障する義務は「大阪市」に存することを宣言しています。加えて、事業実施にあたり、保護者・保護者会および職員の参画・連携の重要性を明記しました。

### 第2章 公設学童保育所の設置と学童保育の委託・補助

大阪市における学童保育事業の第1義的な実施主体は「大阪市」であることを宣言しました。その上で、大阪市が実施する場合と同等もしくは同等以上の事業内容と認めら

れる場合に限り、「大阪市以外のもの」が本事業を「実施することができる」としました。

### 第3章 学童保育事業の設備及び運営基準

大阪市における学童保育事業が、実施主体のいかんにかかわらず、備えていることが必要な諸条件を明記しています。ここには、大阪市の学童保育が長年にわたって蓄積してきた様々なノウハウをしっかりと継承し、さらに発展させることができるよう、詳細にわたる記述を行ないました。

### 第4章 費用

大阪市以外のものが事業を実施する場合は、その委託もしくは補助の費用を大阪市が支弁すること。また、事業実施者は保育料等を徴収することができることを明記しました。

### 第5章 その他

本条例を改廃する場合には、議会で議決する前に、学童保育事業関係者と十分協議をつくすことを明記しました。

### 附則

以上のような構成の「大阪市学童保育条例試案」に、私たちの学童保育への「思い」をいっぱい詰め込みました。ぜひこの条例試案を1条1条じっくりとお読みいただき、ご理解をお願いしますとともに、この条例試案をたくさんの方々へ知らせ、広げる取り組みにご協力いただけますよう、心からお願い致します。

#### ※ 地域子ども・子育て支援事業（13種類の事業）

- 利用者支援（保育料軽減措置など）
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 子育て短期支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦検診
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

# 大阪市学童保育条例試案

## 前文

子どもは社会の希望であり、子どもが生き生きと日々を過ごし、明日への思いを持って生きることができる社会は、健全な社会である。子どもは、放課後の安心・安全な生活環境が保障されることにより人間への信頼感を醸成し、友だちと共同して多様な活動に取り組むことが可能となり、自己充実を図ることができる。

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）は、保護者の就労等の理由により保育を必要とするすべての子どもに、生活と遊びによる十全な発達を保障することを目的としている。地方自治体は、放課後児童健全育成事業を実施するにあたり子どもの権利条約に示された「最善の利益」を確保するため放課後の生活環境を整備する責務がある。

以上が本条例の趣旨である。

## 第1章 総則

### 第1条 目的

本条例は、保護者が労働又は疾病等のために保育を必要とする小学校就学児童等が、適切な遊びと生活の場を提供され、健全に育成できるように、大阪市の学童保育を受ける権利について定める。

また、大阪市が実施する学童保育が、児童福祉法第34条の8の2第1項に基づき「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」ことから、その実施にあたり必要な事項を定める。

### 第2条 権利及び義務

#### (1) 権利

大阪市内に居住し、もしくは大阪市内にある学校教育法に規定する小学校又はこれに準ずるものとして本市が認める学校（以下「小学校等」という）に就学している児童であつて、その保護者が労働または疾病等のために保育を必要とする児童は、授業の終了後及び土曜日、長期休業日に、適切な遊び及び生活の場を与えられ、学童保育士のもとで、健全に発達する権利を有する。

障がい等を有するものについては満18歳に達する年度の末まで同様の権利を有するものとする。

#### (2) 義務

大阪市は、前項の権利を保障するため、学童保育所において保育を実施しなければならない。

#### (3) 利用要件

次に掲げる各号の要件の一つを満たしている児童は、学童保育を受ける権利を有する。

- 一 保護者が就労中であり、保育することができない場合。
- 二 保護者が求職中（就学中および就労準備期間を含む）であり、保育することができない場合。
- 三 保護者が産前産後であり、保育することができない場合。
- 四 保護者が疾病・療養中、または精神もしくは身体に障がい等を有しており、保育することができない場合。
- 五 保護者の家族が介護を要しており、保育することができない場合。

- 六 震災・風水害などの災害に係る理由により、保育することができない場合。
- 七 その他、市長が必要と認めた場合。

### **第3条 学童保育実施における保護者・保護者会との参画・連携**

- (1) 保護者は、学童保育所の運営に参画することができる。
- (2) 保護者は、保護者会を結成し、職員と連携して保育を充実させることができる。
- (3) 大阪市は、保護者会等の活動について積極的に支援・連携しなければならない。
- (4) 大阪市は、学童保育所の運営を保護者会と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援しなければならない。
- (5) 大阪市は、前3項及び4項の実施にあたり、職員の身分を適切に保障するとともに、その資質向上をはかるため、研修等の機会を十分に確保しなければならない。

## **第2章 公設学童保育所の設置と学童保育の委託・補助**

### **第4条 公設学童保育所の設置**

- (1) 設置及び運営  
大阪市は、学童保育事業を実施するための学童保育所を設置し運営する。
- (2) 名称及び位置  
大阪市が設置・運営する学童保育所の名称及び位置は別途規則で定める。

### **第5条 学童保育の委託・補助**

- (1) 大阪市が実施する場合と同等もしくは同等以上の事業内容と認められる場合は、本市以外のもので運営する学童保育所に学童保育事業の実施を委託し、もしくは事業費を補助することができる。
- (2) 前項の委託・補助は、大阪市に届け出済みの学童保育事業者が運営する学童保育所に対して行うものとする。詳細は別途規則で定める。

### **第6条 学童保育の利用及び調整・手続き**

- (1) 児童を学童保育所に入所させようとする保護者は、大阪市に所定の様式で申請を行ない、その許可を受けなければならない。
- (2) 大阪市は、資格要件を満たしている児童については、必ず入所を許可しなければならない。また、別途規則に定める定員を超過する場合は、大阪市の責任において必要な調整及び斡旋を行ない、児童を入所させなければならない。

### 第3章 学童保育事業の設備及び運営基準

#### 第7条 届出

大阪市において学童保育を行う者は、本市が定める以下の基準を満たしていることを市長に届け出なければならない。

#### 第8条 開設日・開設時間

##### (1) 開設日

学校課業日、及び春・夏・冬季休業・土曜日等の学校休業日（日曜日・祝日・年末年始を除く）とする。新1年生については、保護者の就労保障の観点から、保育所・保育園等の卒所・卒園日から受け入れることができるものとする。

##### (2) 開設時間

学校課業日は10時から18時、学校休業日は8時から18時とする。また必要とする児童がいる場合は、施設の実情に応じて延長保育を行うことができるものとする。

#### 第9条 定員

学童保育所の定員は35名以下とする。ただし、統合施設とする場合は70名までとし、70名をこえる場合は新たな施設を確保して分割するものとする。

ここでいう統合施設とは、保育室については35名毎に専用の室を確保し、その他の室については共用で必要数を配置した施設をいうものとする。

#### 第10条 施設・設備

- (1) 学童保育の施設は、継続して本事業用として使用できること。
- (2) 学童保育の施設の使用について所有権者との間に、本事業実施についての同意があり、かつ地域住民の理解を得るよう努めていること。
- (3) 保育所等を利用している場合にあっては、本事業用としての専用の部屋が確保されていること。
- (4) 児童が生活するスペースについては、児童一人あたりおおむね2.00㎡以上の面積が確保されていること。
- (5) 机・収納用ロッカー・図書・遊具類・医薬品等を備えていること。
- (6) 病気・負傷などの場合に応急処置がとれるようあらかじめ配慮がなされていること。
- (7) 給食・おやつ等に必要となる調理設備及び食器等を備えていること。
- (8) 学童保育の施設・設備については、衛生及び安全が確保されていること。

#### 第11条 職員

- (1) 学童保育所には、以下の資格を持つ学童保育士（以下「学童保育士」という）を置かなければならない。
  - 一 社団法人日本学童保育士協会の規定する「学童保育士基礎」資格、または「学童保育士」資格を有する者。
  - 二 保育士資格を有する者。
  - 三 教員免許を有する者。
  - 四 国が定める資格を有する者。
  - 五 本条例の施行日において、留守家庭児童対策事業に2年以上の勤務実績を有する者。
- (2) 学童保育士は、児童35人までに対して2名以上を配置する。

- (3) 学童保育士は、常勤職員とする。
- (4) 学童保育士は、学童保育士部会（以下「部会」という）をつくることができる。
- (5) 学童保育士及び部会は、実践報告会等保育内容の向上に資する、様々な職務を実施することができる。
- (6) 学童保育士及び部会は、保育について保護者の積極的な参画を求めることができる。
- (7) 学童保育士及び部会は、保護者会と連携して学童保育所の運営に参加することができる。
- (8) その他、看護師・調理師等、必要に応じて職員を配置する。
- (9) 職員の職務内容は、別途学童保育指針でこれを定める。

## 第12条 学童保育士の職務

学童保育所は放課後の自由な時間に児童が集う施設であり、日々安心して「ただいま」と言って「帰ってくる場所」である。児童は、安心できる学童施設を拠点に地域に出て、遊んだり買い物をしたり、時には公園の掃除をしたり、地域の様々なおとなにも見守られてその土地に愛着をもちながら豊かにたくましく育つものである。

学校や家庭での様々な思いや感情を抱えて学童保育に帰ってくる児童を迎え入れ、その子が抱える喜びや怒り、悲しみや辛さなどをたっぷりと受け止め、日々の発達を保障するために、学童保育士の職務は以下の各号のとおりとする。

- (1) 児童の保育
- (2) 児童の出欠席と所在の確認
- (3) 児童の健康管理
- (4) 登所・降所の安全管理
- (5) 児童虐待への対応
- (6) 保育日誌等の記録
- (7) 年間・月間計画の作成
- (8) おやつ準備
- (9) 生活リズムの確立
- (10) あそびや活動の準備、研究
- (11) お便りの発行（月一回以上）
- (12) 保護者への保育報告や相談
- (13) 保護者懇談会等の開催
- (14) 保育に関する苦情への対応
- (15) 学校及び地域との密接な連携、行政との連絡調整
- (16) 他施設との交換実習等の受入
- (17) 緊急時の適切な措置
- (18) 職員会議
- (19) 自己研鑽と集団的職員研修
- (20) 諸経費の管理
- (21) 施設・設備・備品の管理と環境整備
- (22) 学童保育士として知り得た情報の守秘義務

## 第13条 個別支援を必要とする児童への対応

- (1) 障がいのある児童や、被虐待児童、多文化・多言語家庭の児童など、個別の支援を必要とする児



童については、受け入れ体制を整備する。

- (2) 受け入れ体制の整備は大阪市の責任で対応し、詳細については別途規則で定める。

#### **第14条 保護者・保護者会**

保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援するために保護者会を設置する。

- (1) 保護者全員で保護者会を組織する。
- (2) 定期総会（年一回）を開催し、役員体制等を決定する。
- (3) 毎月の保育計画を学童保育士が作成し、保護者会と協議する。
- (4) 定例の保護者会（月一回）を開催し、児童の様子・保育内容及び保育計画等について学童保育士と情報共有する。
- (5) 保育行事については企画段階から保護者の参画に努める。（50%以上）
- (6) 保育行事当日の運営については保護者の参加に努める。（50%以上）

#### **第15条 学校・保育所・幼稚園・関係機関・地域との連携**

- (1) 学童保育所は学童期の子どもの発達を保障する「子育ての専門機関」であるだけでなく、地域づくりの担い手であることから、児童の発達・最善の利益を保障するため、次にあげる団体との日常的な連携をはかること。
  - 一 学校
  - 二 保育所
  - 三 幼稚園
  - 四 保健センター・区役所・警察等の関係機関
  - 五 地域活動協議会等の諸団体
- (2) 学童保育の抱える課題は地域にある様々な課題のひとつであり、地域全体の課題の解決、言い換えれば「街づくり」に取り組むことで、学童保育の課題も初めて解決されるという関係にあることから、学童保育所は地域活動協議会（旧振興町会や子ども会・老人会など）等に参画し、その中で学童保育の課題を解決していくなど、積極的な地域連携に努めること。

#### **第16条 安全対策・緊急時対応**

- (1) 安全対策、事故・ケガの防止と対応
  - 一 施設・設備の定期的な点検、改修、事故・ケガの対応に関するマニュアル作成、職員の訓練・研修を行う。
  - 二 健康管理、食中毒の予防、アレルギー対策などを行う。
- (2) 緊急時の対応  
災害などの緊急時の安全確保・危機管理に関するマニュアル作成、保護者との連絡体制を確立し、職員の訓練・研修を行う

#### **第17条 学童保育の運営・管理**

- (1) 学童保育の運営は、継続的・安定的な運営を行うこと。
- (2) 損害賠償責任保険、傷害保険に加入し保障の責を果たすこと。
- (3) 適正な会計管理を行い、会計や運営の状況について、保護者に情報公開すること。
- (4) 地域に対して情報公開に努めること。

## 第18条 法令及び基準の遵守

- (1) 大阪市で学童保育を行うものは、上記の水準を確保し、児童の身体的、精神的及び社会的な発達の保障に努めること。
- (2) 児童と保護者の人権を尊重すること。
- (3) 個人情報保護を適切に行い、守秘義務を遵守すること。
- (4) 本事業で営利を目的にしてはならない。
- (5) 本事業で得た収益を本事業の目的外に使用してはならない。

## 第19条 監査・指導

市長は、監査・指導の細則については別途規則で定める。

## 第20条 運営主体

- (1) 大阪市で学童保育事業を実施できるものは、次にあげるものとする。
  - 一 大阪市
  - 二 保護者および学童保育士等により構成される施設運営委員会
  - 三 特定非営利活動法人
  - 四 社会福祉法人
- (2) 本条例の施行日において、留守家庭児童対策事業の実施実績を2年以上有するものは、学童保育事業を実施することができる。

## 第4章 費用

### 第21条 費用

大阪市は、本条例5条1項により学童保育の実施を届け出済みの学童保育事業者に委託もしくは補助する場合には、その費用を支弁する。

### 第22条 保育料

- (1) 本条例に基づき学童保育事業を実施するものは、学童保育を利用する保護者から保育料および保育に係る費用を徴収することができる。
- (2) 前項の規定により、保育料および保育に係る費用を徴収する場合の詳細は、別途規則で定める。

## 第5章 その他

### 第23条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 第24条 条例の改廃

本条例の改廃にあたっては、事前に大阪市こども・子育て支援会議に諮問し、その結論を尊重するとともに、学童保育事業に参画する保護者・保護者会・学童保育士等と十分協議をつくすものとする。

## 附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する

2013年10月10日

大阪市学童保育連絡協議会

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目2-2-202

TEL 06-6763-4381 FAX 06-6763-3593